

## 告 示

### 埼玉県本庄県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和四年二月十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年二月十八日

埼玉県本庄県土整備事務所長 飯塚雅彦

<p>路 線 名</p>	<p>長瀬児玉線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>本庄市児玉町小平字櫛林一一七四番 一 地先から同市児玉町小平字櫛林一 一五三番一地先まで</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>令和四年二月十八日</p>
<p>備 考</p>	<p>平成三十年十月九日付け埼玉県本庄県土整備事務所長告示第三号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長二三一・五〇メートル</p>